

一過性で終わらない GDPRへの取り組み



小林 慎太郎

GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）は、EU（欧州連合）が制定した欧州31カ国の住民の個人データを保護するための法律である。日本人から見ると、外国が制定した外国人のための法律なのであるが、その法律が欧州域外にも適用されるということで、GDPR施行の影響は世界中に及んでいる。欧州に拠点がなくても、欧州住民の個人データを取り扱う場合は、基本的にGDPRの規制が適用されるからだ。

なぜ欧州域外にまで適用できるのかというと、プライバシーの権利は、データと一体不可分であり、データが欧州域外で取り扱われる場合であっても、域内と同じように保護されなければならないという論理による。背景には、EUにおいてプライバシー権は重要な人権の一つであるという認識が広く普及していることがある。近年では、さらにデータ保護（EUでは、個人情報保護のことを、通常「データ保護（Data Protection）」と呼称している）が重要な人権の一つであるといわれるまでになっている。

一方で、「データポータビリティ権」に象

徴されるように、GDPRには、グーグルやフェイスブックのような米系の巨大ネット企業による個人データの寡占を抑止しようという競争政策的な意図も込められているといわれる。AI（人工知能）の急速な進化で、一次データを獲得することの重要性が急速に高まっており、また、IoT（Internet of Things）の進展で、データソースも飛躍的に増大しており、こうしたビッグデータをいかに活用するかが、今後のビジネスの成否、ひいては国際競争力を決めると目されているからである。

GDPRは施行されて間もないために、EU当局の運用方針も曖昧なところが多い。このため、多くの日本企業が、暗中模索しながら対応している状況にある。巨額の課徴金を恐れるあまり、GDPRの適用対象かどうか曖昧な部分までも対応している企業も散見される。

本特集では3本の論考を組み、日本企業がこの難解なGDPRに取り組むために、事業者、EU監督機関、国際関係の3つの視点から、GDPRの狙いは何か、GDPRは個人情報保護法と何が違うのか、どこまで対応すれば

よいのかについて、長年の官公庁からの受託業務、グローバル企業へのコンサルティング、R&D活動を通じて培った知見を踏まえた方策を提示する。

第一論考「GDPR対応の要諦と課題」（小林・名武・村瀬）では、GDPRの意義、制度的な枠組み、主な規制内容について、GDPRの誕生した背景や個人情報保護法との違いを踏まえて解説する。あわせて、事業者がどこまで対応しているのかについて、アンケート結果などを用いて紹介し、実際にどのようにGDPRに対処すればよいのかについて、その手順と留意すべきポイントについて解説する。また、デジタルビジネスにおいて課題となる「忘れられる権利」などに対処するため、プライバシー影響評価によるプライバシーバイデザインの導入・実践を提起する。

第二論考「欧州個人データ保護機関による法制度運用の実際」（奥見・南島）では、GDPRの制度的な運用について一歩踏み込んで理解したい読者を想定し、法執行における各機関の関係や、監督当局の執行の実態を紹介する。実際の法執行を担う監督当局がどのように企業を指導・監督しているのか、これまで課徴金が科された事案にはどのようなものがあるのかなどについて明らかにする。また、後段では、GDPRにおいて新たに規定されたデータポータビリティやプロファイリングなどについて、ガイドラインに基づき解説を行い、企業活動の実務を踏まえた制度運用の展望について論じる。

第三論考「EUはじめ世界に広がる越境移転規制・域外適用と日本企業の対策」（渡辺）では、EUに加え、中国、ASEAN諸国

などの国が個人データの越境移転規制を導入しつつあり、対応には各国別にサーバを設置するなど多大なコストがかかることが懸念される一方で、TPPなどの通商協定ではこのような動きを規律する動きもあることを紹介する。各国の規制を概観し、事業展開上のリスクを明らかにするとともに、通商政策的な視点から各規制の今後について考察し、事業を展開する上での示唆を与える。

ロンドンの法律事務所で聞いた話である。自動車が登場したばかりの頃、事故が発生するたびにさまざまな交通ルールが考案され、試行錯誤を繰り返しながら、次第に洗練されて現在のような世界的にも整合のとれたルールとなった。数十年をかけて交通ルールが定まっていたように、個人データ保護のルールも今後長い年月をかけて形作られていくだろう、とのことである。

諸外国の個人データ保護のルールもいずれは収斂していくと予想されるが、その際、GDPRは中心的な役割を担うものと思われる。このため、GDPR対応は一過性のものではなく、長期的に腰を落ち着けて取り組むことが肝要である。

著者

小林慎太郎（こばやししんたろう）

ICTメディア・サービス産業コンサルティング部
パブリックポリシーグループマネージャー／上級コンサルタント

専門はICT公共政策・経営。著書に『パーソナルデータの教科書——「個人情報保護」から「プライバシー保護」へとルールが変わる』（日経BP社、2014年）など